

仕 様 書

- 1 件 名 令和7年国勢調査における調査区要図等作成業務
- 2 履行期間 契約締結の日から令和7年8月8日まで
- 3 履行場所 広島市企画総務局政策企画部政策企画課（広島市役所本庁舎11階）ほか8施設

4 業務の概要

令和7年国勢調査の実施に当たっては、調査対象地域について、調査の単位となる「令和7年国勢調査調査区」（以下、調査区）及び「基本単位区」を設定している。

受託業者は、広島市が貸与する令和7年国勢調査基本単位区（調査区）境界データ（以下、「CMSデータ」）及びデジタル地図データの道路・建造物・河川・鉄道等の背景地図データをコンピュータ内で結合した上で、調査結果を記録するための「調査区要図」及び統計調査員が調査時に参照する「調査員用参考地図」の作成を行う。

- 5 対象地域 広島市全域

6 行政区別調査区数

行政区	中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	合計
調査区数	1,604	1,107	1,337	1,758	1,969	1,182	615	1,129	10,701

※調査区数は公告日現在のものであり、全市合計で±10 調査区程度の変動がありうる。

7 システム環境

(1) コンピュータ

GIS基本ソフトウェアの取扱いが可能であること。（※GIS基本ソフトウェアについては、受託業者において準備・調達を行う。）

Shape形式のファイルの取り込みが可能であること。他形式へのフォーマット変換が必要な場合は、広島市と協議の上、受託業者において変換を行う。

(2) プリンタ

カラーページプリンタ

解像度： 600dpi×600dpi 以上

印刷内容：文字及び画像

印刷用紙：A3及びA4

8 貸与物品等

① CMSデータ（Shape形式）

② 背景地図データ（Shape形式） Z-map townⅡ（2,500分の1）※宅名情報なし

※ただし、「調査区要図」の作成についてのみ利用可能。「調査員用参考地図」の作成に使用する背景地図データは、受託業者において調達すること。また、「調査員用参考地図」作成に使用する背景地図データを「調査区要図」作成に利用する場合は、著作権上の取扱いに留意すること。

9 納入する成果品

(1) 調査区要図（紙）

規格	A4 片面1色刷り（黒）
用紙	再生上質紙（35.0kg）
数量	調査区ごとに各1部
納入先	各区市民部区政調整課
出力事項・様式（別添見本参考。様式・凡例は変更の可能性有り）	
調査区情報：	指定位置に表示させる 都道府県名、市町村名、区名、市区町村コード、調査区番号(単位区の番号)
背景地図：	薄細破線で表現 道路線、河川、鉄道、家形枠、方位記号
境界データ：	太い薄グレー色で表現 調査区番号 ゴシック 9pt 調査区境界線 一点鎖線・黒丸 基本単位区境界線等 一点鎖線・白丸

縮尺及びレイアウト

方角は北方向が上を基本とするが、縮尺が小さくなる場合は、回転させてもよい。

縮尺は1,250分の1～1,000分の1程度を基本とし、用紙内に収まりきらない場合は受託業者において縮尺の調整を行い、調査区の全体を表示させる。（10 作業手順を参照）

(2) 調査区要図（電子データ）

仕様	調査区要図（紙）と同内容のPDFデータを、1調査区につき1ファイルとして作成する。PDFファイルの名称は、「(調査区番号).pdf」とする。データは、行政区ごとにまとめてそれぞれ記録メディア（DVD-Rディスク又はCD-Rディスク）に収録する。
数量	行政区ごとに2枚ずつ
納入先	各区市民部区政調整課 各1枚 企画総務局政策企画部政策企画課 8枚（1枚×8区分）

(3) 調査員用参考地図（紙）

規格	A3 片面 カラー（4色刷り）
用紙	再生上質紙（55.0kg以上）
数量	調査区ごとに各2部。ただし、A3用紙1枚に入り切らない場合は、図郭割図を添付の上、1つの調査区を複数枚に分割してもよい。
納入先	各区市民部区政調整課
出力事項	以下のデータを必ず表示させること。
調査区情報：	都道府県名、市町村名、区名、市区町村コード、調査区番号(単位区の番号)、担当調査員名欄（氏名は空欄とする）
背景地図：	道路線、鉄道、方位記号、縮尺情報、家屋、河川、住宅地図戸別宅名・集合住宅名称（表札・看板表示名等）、町丁目界、町丁目名
境界データ：	調査区番号 ゴシック （ポイント数は、広島市と協議の上、決定する。） 調査区境界線 赤色実線

縮尺及びレイアウト

方角は北方向が上を基本とするが、縮尺が小さくなる場合は、回転させてもよい。

縮尺は1,500分の1～1,000分の1程度を基本とし、用紙内に収まりきらない場合は受託業者において縮尺の調整または複数枚への分割を行う。(10 作業手順を参照)

10 作業手順

(1) 計画・準備

受託業者は、作業日程表を作成し、提出する。また、受託業務等の連絡責任者を選定する。

(2) 様式・レイアウトの検討

受託業者は、広島市が貸与するCMSデータ及び背景地図データをコンピュータ処理し、調査区要図及び調査員用参考地図のサンプルを作成する。広島市と協議を行い、調査区要図及び調査員用参考地図のレイアウトについて指示を受ける。

(3) 確認用図面の出力

受託業者は、全ての調査区について、調査区ごとに1部ずつ、以下のとおりレイアウト等の確認のための図面の出力を行い（紙ベース）、各区役所市民部区政調整課へ送付する。

- ・調査区要図（確認用） 普通紙で可
- ・調査員用参考地図（確認用） 普通紙で可
- ・出力チェックリスト 調査区ごとに調査区番号・出力縮尺・チェック欄を記載したもの。

(4) レイアウト・縮尺調整等の個別修正

受託業者は、確認用図面のレイアウト及び縮尺調整等について、各区役所の担当者からの検査、個別の修正指示を受ける。修正指示は、出力チェックリスト及び確認用地図の写しにより行う。なお、個別修正が必要となる調査区数は、調査区要図、調査員用参考地図それぞれ全調査区のうち1/5以下である。

個別修正の例：縮尺を大きく（小さく）する、方角を回転させる、山間地域において集落部分のみを拡大させる、調査区の境界を修正するなど。

(5) レイアウト・縮尺調整等の確定

受託業者は、修正作業を行い、再度確認用図面を出力し、各区役所の担当者に送付して、検査を受ける。修正作業は、担当者の検査に合格するまで行う。

(6) 成果品の印刷出力・納入

受託業者は、全調査区の検査が終わった区から適宜、成果品を印刷出力し、調査区番号の昇順に整理した上で納入する。(3)において修正指示のなかった調査区についても、出力すること。(※確認用図面をもって成果品とすることはできない。)

また、調査区要図については、電子データを記録メディアに収録した上で、あわせて納入する。

全ての納入が完了したら、委託業務実施報告書（様式任意）を提出する。

11 守秘事項等

(1) 業務遂行に当たっては、各業務工程別に責任者を定めるとともに、貸与するデータ、資料及び成果品等の管理に万全を期すこと。

(2) 貸与物品及び本業務における成果品（中間成果品を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。

(3) 貸与物品の受領に際しては、守秘義務に関する誓約書（指定様式）、受領書（様式任意）

を提出し、作成した資料等の提出に際しては、納品書（様式任意）を提出すること。

- (4) 貸与物品の取り扱いについては、紛失及び破損等のないように万全を期すこと。
- (5) 貸与物品については、本業務終了後、速やかに返納すること。
- (6) 調査区地図等作成業務において作成された各種磁気データ（中間データを含む。）及び出力リスト（中間成果品を含む。）の内容を消去し、その旨を記載した文書を提出すること。
- (7) 本契約の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (8) 本契約により作成された成果品等の所有権は、広島市に帰属する。

12 納入期限

令和7年8月8日（金）

13 納入場所

名 称	住 所	電 話
広島市企画総務局 政策企画部政策企画課	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 市役所本庁舎 11階	082-504-2012
中区市民部区政調整課	広島市中区国泰寺町一丁目4番21号 中区役所 2階	082-504-2543
東区市民部区政調整課	広島市東区東蟹屋町9番38号 東区役所 2階	082-568-7703
南区市民部区政調整課	広島市南区皆実町一丁目5番44号 南区役所 3階	082-250-8933
西区市民部区政調整課	広島市西区福島町二丁目2番1号 西区役所 2階	082-532-0925
安佐南区市民部区政調整課	広島市安佐南区古市一丁目33番14号 安佐南区役所 2階	082-831-4927
安佐北区市民部区政調整課	広島市安佐北区可部四丁目13番13号 安佐北区役所 2階	082-819-3962
安芸区市民部区政調整課	広島市安芸区船越南三丁目4番36号 安芸区役所 2階	082-821-4903
佐伯区市民部区政調整課	広島市佐伯区海老園二丁目5番28号 佐伯区役所 3階	082-943-9703

14 その他

- (1) 成果品に係る用紙及び記録メディアについては、すべて受託業者において調達を行うこと。
- (2) 「調査員用参考地図」の作成に用いる住宅地図の戸別宅名情報等については、一般書店で販売されている住宅地図等に記載程度の情報とし、受託業者において準備・調達すること。
- (3) 上記住宅地図情報の利用に当たっては、著作権上の取扱いに留意すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は不明な点が生じたときは、その都度担当職員と協議すること。